平成３０年（フ）第３７号
兵庫県加西市北条町東高室1161番地の１　県営加西東高室高層住宅２号棟305号
債務者　西田　宏子
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２２号
岡山県津山市油木下348番地２
債務者　小田　崇司
１　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２８５号
宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地88、従前の住所仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅７－302
債務者　牧野　秀幸
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
福島県西白河郡中島村大字川原田字下町57番地１
債務者　芳賀いずみ
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
茨城県つくば市南中妻367番地18
債務者　金井　章夫
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第８５号
茨城県桜川市真壁町桜井359番地　谷口アパート３号棟
債務者　井上　良補
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１４６号
山梨県笛吹市石和町山崎97番地１　エルモードハイツＢ205
債務者　廣野　俊尚
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
滋賀県蒲生郡日野町中道１丁目116番地ピュールクレディ３号、前住所滋賀県近江八幡市池田本町927番地５
債務者　北川　睦子
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２６号
滋賀県米原市入江259番地33
債務者　中川　和子
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市大津区平松134番地　土井ＡＰ南東６
債務者　相澤　芳子（旧姓早川）
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市青山３丁目17番５号
債務者　島田　幸介
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２２６号
兵庫県高砂市米田町塩市624番地、従前の住所奈良市秋篠町1279番地　シティハイムキノシタ102号
債務者　三俣　礼奈（旧姓熊谷）
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２６２号
広島市佐伯区美の里１丁目４番８号
債務者　井上　直樹
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１７号
広島市安佐北区深川３丁目18番10―103号
債務者　上野　　順
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７１号
広島県安芸郡熊野町萩原１丁目12番28号
債務者　香川　　緑
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁137番地７
債務者　川原恵龍子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部